

3. 行政庁による認可、承認又は処分

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が、「上場規程第1213条第2項第1号d(a)及び(b)に掲げる事実のほか、行政庁による法令に基づく認可、承認又は処分」を受けた場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号d(c)】

※ 行政庁による認可、承認又は処分には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

【開示に関する注意事項】

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 認可、承認又は処分を受けた日
- b. 認可、承認又は処分を受けた行政庁の名称
- c. 認可、承認又は処分の内容
- d. 認可、承認又は処分を受けるに至った経緯
- e. 今後の見通し
 - ・ 投資法人に与える影響を記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- f. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(開示様式例) 資産運用会社に対する行政処分に関するお知らせ

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。
開示資料の作成にあたっては、「開示事項及び開示・記載上の注意」を必ず参照してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

〇〇〇〇投資法人

代表者名 執行役員 〇〇 〇〇

(コード: 〇〇〇〇)

資産運用会社名

〇〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

問合せ先 取締役広報・IR部長 〇〇 〇〇

(TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

資産運用会社に対する行政処分に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である〇〇〇〇株式会社が、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで、以下のとおり、行政処分を受けましたので、お知らせいたします。

1. 行政処分を受けた日
2. 行政処分を受けた行政庁の名称
3. 行政処分の内容
4. 行政処分を受けるに至った経緯
5. 今後の見通し

(その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。)

以 上